

防災拠点型地域交流スペース整備審査基準(改修支援施設)

通知＝社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知)

基 準	判 断	現 状	留意事項
1 要援護者の緊急受入先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置付けられるか。(通知Ⅱ 3 (1))	適・否	・避難所類型 (一次 ・ 二次 ・ その他()) ・地域防災計画の名称 _____ ・計画への位置付けの時期 令和 年 月	・遅くとも開設後最初の計画改定時期までには地域防災計画上の位置付けが見込まれること。 ・トイレを設けること（東京都福祉のまちづくり条例上設置が必要なバリアフリートイレとの兼用は不可。）。 ・トイレは、地域交流スペース内に車椅子に対応した専用のものを設けることが望ましい。
2 設備の確保（通知Ⅱ 3 (3)、補助要綱）			
(1) 大規模型（380 ㎡以上、30 人以上の受入れを想定。）		・地域交流スペースの面積 _____㎡ ・想定受入人数 _____人 ・備蓄倉庫 _____室 _____㎡ _____人× _____日分 ・主な備蓄物資 _____ _____ _____ _____	- また、地域交流スペース外のトイレの使用が想定される場合には、ユニット内のトイレを除き、地域交流スペースに近接して十分な数のトイレが設置されていること。 ・断水、停電も想定した上で、設備・物資を備えること。 ・備蓄倉庫は緊急時の使い勝手を考慮し、最小限の数にまとめ、収納物資を事業継続計画等により職員に周知すること。 ・平常時には地域住民が利用できるスペースとして、積極的な活用を図ること。
ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。	適・否		
イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。	適・否		
ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。	適・否		
(2) 中規模型（190 ㎡以上、15 人以上の受入れを想定。）			
ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫	適・否		

防災拠点型地域交流スペース整備審査基準(改修支援施設)

基 準	判 断	現 状	留意事項
が設置されているか。 イ 要援護者が使用することができ る、車椅子に対応したトイレが設置 されているか。 ウ 要援護者の一時的な受入れに必要 な手洗い設備及び簡易な調理設備が 設置されているか。	適・否 適・否	・利用可能なトイレの数 (専用) 車椅子対応 室 非対応 室 (共用) 車椅子対応 室 非対応 室 ・手洗い及び調理設備 手洗い 台 調理設備 台 ・その他設備 が 個 が 個 が 個	
3 平常時には、多目的スペース等として、 地域に密着した独自の事業を実施するた めのスペースとして活用できるか。(通知 Ⅱ 3 (4))	適・否	・平常時の活用方法 _____ _____ _____ _____	